

山陰海岸ジオパーク推進協議会後援名義使用承認に関する基準

(趣旨)

第1条 各種団体等が行う大会等の行事（以下「行事」という。）について、山陰海岸ジオパーク推進協議会後援名義の使用承認を行う場合の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第2条 会長は、行事が次の各号のいずれにも該当する場合は、後援名義使用承認を行うものとする。

- (1) 推進協議会施策の啓発振興に寄与すると認められるもの
- (2) 政治活動、宗教活動等にかかわりがないと認められるもの
- (3) 当該団体等の宣伝又は営利を目的としないもの
- (4) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれのないもの

(申請手続)

第3条 前条の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書（様式第1号）を山陰海岸ジオパーク推進協議会事務局に提出しなければならない。

- (1) 行事の名称
- (2) 行事の目的
- (3) 行事の実施日時又は実施期間
- (4) 行事の実施場所
- (5) 行事の主催団体名
- (6) その他必要な事項（他の後援依頼先、入場料、行事の実施責任者等）

(承認の通知)

第4条 会長は、第2条の承認をしたときは、承認通知書（様式第2号）を速やかに申請者あて送付するものとする。

(承認の取消し)

第5条 会長は、第2条の承認を行った後に、行事が同条の承認基準に反することが明らかになった場合には、当該承認を取り消すものとする。

(実施報告)

第6条 第2条の承認を受けた者は、行事終了後、速やかに実施報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 後援名義の使用に関して、この基準により難しい事項については、別途定めるものとする。

平成22年 2月15日 一部改正
令和 3年 1月12日 一部改正
令和 4年 3月28日 一部改正